

福井市監査告示第5号

令和4年12月27日付け監査告示第25号にて公表した監査の結果に関する報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月27日

福井市監査委員 谷川 秀 男
福井市監査委員 浅野 信 也
福井市監査委員 八田 一 以
福井市監査委員 福野 大 輔

- 1 監査の種類 定期監査（所属別定期監査）
2 措置を講じた部局等 保健衛生部 健康管理センター
3 措置通知を収受した年月日 令和5年1月17日
4 措置内容

指摘事項	措置内容
健康管理センターの財産貸付に係る収入事務において、徴収額の誤りにより徴すべき金額を徴していなかった。また、調定及び納付書発行の大幅な遅れ、さらに収入未済の確認漏れが見受けられた。	貸し付けている建物のうち、誤りにより徴すべき金額を徴していなかった分については、不足額を請求し、令和4年11月29日に納付された。
今後は、収入事務の重要性に鑑み、誤りがないよう関係要領、契約書に基づき適切に調定及び納付書発行を行った上で、収	今後は、調定や納付書発行に際して、金額の根拠となる関係要領、契約書を確認し、適切に調定及び納付書の発行を行い、収入状況を複数職員で確認し、未収の場合は催促を行うよう、所属職員に周知徹底した。

入状況を十分確認されたい。

また、相手方が支払いに応じない場合は、所属長から催促を行い、納入期日などを確約させることを所属内で決定した。

さらに、各担当が収入、支出の確認ができるように、チェック表を作成した。